

「所得再分配調査」を用いた Basic Income の検討

山本 克也

■ 要約

Basic Income (以下、BIと記す)とは、資力調査もなくすべての個人に無条件で与えられる所得のことである。その給付形態としては、

- ・ 家計全体よりも、むしろ個人に対して支払われること
- ・ 他の所得源泉に対しては関係なく支払われること
- ・ 労働に対する能力や提供された労働を受ける意思にかかわらず支払われること

である。我が国にBIを適用した場合の給付水準を検討した結果、月額4万円以上をBIとして支給しないと意味がないことが分かった。また、制度を導入するならば全国民を包括し、かつ一律の給付にすべきことが分かった。ただし、BIの考え方にも二通りあり、前述の結果を受ける普遍的なBIを主張する者と、年齢による給付やBIの時限立法など、柔軟な考え方をとする者がある。この柔軟な考え方を取れば、我が国で増加しつつある単身で、かつ、若年期にフリーターや非正規就業しか行ってこなかった者の救済にBIが活用される可能性がある。

■ キーワード

ベーシック・インカム、非正規就業、ジニ係数

I はじめに

Basic Income (以下、BIと記す)とは、資力調査もなくすべての個人に無条件で与えられる所得のことである。それは仕事の有無や意欲にも関係ない。現在、欧州各国に様々な形で存在するBI概念の形態に共通するのはつぎの三つの項目である¹⁾。

- ・ 家計全体よりも、むしろ個人に対して支払われること
- ・ 他の所得源泉に対しては関係なく支払われること
- ・ 労働に対する能力や提供された労働を受ける意思にかかわらず支払われること

要するに、“働いているか否かにかかわらず、誰

でも一人あたりいくら”という形で給付金を受け取り生活の糧と出来るという制度である。これは欧米において議論が盛んであり、多くの先行研究がある。その中でも *the Basic Income European Network*²⁾ (BIEN) は代表的なBIの研究組織のようである。BIENは2006年から *Basic Income Studies* という雑誌を刊行した。また、近年は日本でもBIに関する研究が盛んになってきている。小沢(2002)やFitzpatrick(1999)の武川・菊地による訳書の出版(2005年)などがそれである。

我が国においてBIを支持する理由は、近年伝統的な社会保障制度では救えない、あるいは救いきれない者の存在が生じ始めていることである。伝統的な社会保障制度は、正規就業者に対して厚生年金や組合健保・政管健保で老後保障や医療

保障を行っていた(公務員などには共済制度がある)。しかし、急速な労働市場の変化が多くの非正規就業を生み、彼らは国民年金や国民健康保険の対象でしかない(医療に関しては自己負担率に差がないが)という現実が生じている。国民年金や国民健康保険のように経済的な礎があることを前提にした自営業者のための制度で、パートやフリーターの生活保障を十分に行うことなど不可能である³⁾。もちろん、負の所得税によってこの問題を回避するといった議論も成立する。しかし、税制上のゆがみを税によって統御出来るのであろうか。パートやフリーターといった非正規就業は社会保険料を支払いたくない使用者側によって“推奨”されている面がある。まずサラリーマンの妻の場合、年収130万円を越えると3号被保険者の資格が無くなる。130万円を越えて労働供給するインセンティブをそがれる。また、労働時間・労働日数ともに正社員の3/4以上になると厚生年金・健康保険の加入義務が生じる⁴⁾。労使双方に労働需給を制限するインセンティブが生じている。これでは負の所得税の最大のメリットとして課税前所得の上昇につれて課税後所得が必ず上昇する(負の所得税の仕組では補助金額が一定の比率で徐々に減らされるので)というのが生きてこない。非正規就業者は正規労働者として働きたくとも働けないのである(ワーキング・プアとして顕在化してきている)。ならば、政府が法人税などの課税を強化してBIを配った方が早いというのが本稿の立場である。

本稿では特にBIの低所得者対策の側面を強調する。BIの導入は所得分布をより平等なものにする可能性がある。特に1)低所得者対策を行いながら、2)可能な限り平等度を高め、3)実行可能なBIの姿を模索することが本稿の目的である。なお、本稿の構成は以下の通り。まず本稿の先行研究の紹介を行う。次に分析方法の解説を行う。次に結果の報告とBIの実行可能性の考察を行う。最後に簡単なまとめをしてある。

II 先行研究と若干の整理

1. 先行研究

先行研究に関しては思想や哲学的な研究が多く、数値的な分析を用いた例は管見の限り少ないようである。そうした中で、Lerner(1999)、小沢(2002)そしてMiller(2006)は数少ない数値例を伴った分析である。

Lerner(1999)は、老人(65歳以上)は年間\$7,000、成人(21～64歳)は\$5,000、子供は\$3,000、そして世帯には\$5,000を提供するBIを考えている。そのトータルコストは\$1986億でGDPの20.8%にあたる(1999年の水準)。いわゆる国家予算として使っているのが\$1537億であるが、このうち現金給付として支払われているのが\$369億分ある。というわけで、BIを導入した後に必要となるのは、

$$\$1537 \text{ 億} + \$1986 \text{ 億} - \$369 \text{ 億} = \$3154 \text{ 億}$$

である。一方の歳入であるが、これは\$157億あるがBIを導入することで所得税の一部(\$750億)と雇用保険(\$183億)分がなくなるため、BI導入後の歳入は\$636億となる。すなわち、必要な\$3154億のうち\$636億は入ってくるので、残りの\$2518億がBI導入後に必要とされる額である。この金額を給与総額\$6081億で割れば、一律の所得税率として41.41%というものが求められる。

小沢(2002)の方法はBI全国民に一律で月8万円とする。すると日本の人口は約1億2000万人いるので、BIの総額は115.2兆円となる。一方、平成14年度の税収は15.8兆円であるが、給与総額222.8兆円のうち125.8兆円は給与所得控除や基礎的な人的控除などで課税されない。これら、給与所得控除や基礎的な人的控除などをやめて総給与を課税所得とすれば、給与総額222.8兆円に対するBIの総額115.2兆円はおよそ50%である。現行の租税に加えてBI用の所得税率約50%を課せばBIの全額115.2兆円を賄えるということである。

また Miller (2006) は、英国において 16～59 歳の者に週 90 ポンドを支払うという CI (Citizen's Income) の可能性を示している。実は、この研究は 2005 年の 11 月 30 日に年金委員会 (the Pension Commission) が出したレポート (第二レポート) において、CP (Citizen's Pension) のアイデアが出されたことに触発されてなされたものがある。CP とは単身の年金受給者には週 109 ポンド 45 ペンス (1 人当たり GDP の約 30%) を資力調査なしで渡そうというものであり、対象者は約 500 万人である。

一方の CI は週 90 ポンドであり、この費用を見積ると GDP 比で約 25% になるということであった。正確には、CI には三種類、つまり、一般成人に対する CI と子供に対する CI、そして高齢者に対する CI がある。高齢者に対する CI は CP と同じ週 110 ポンド、一般成人の CI が週 90 ポンド、そして子供の CI が週 50 ポンドとなっている (そのコストは対 GDP 比で高齢者の CP = CI 分が約 6.5%、一般成人の CI 分が約 15%、そして子供の CI 分が 3% である)。年金支給開始年齢があがるので CP = CI の対象年齢の拡大の必要があるが、CI と CP を繋いで 16 歳から死ぬまでを過ごすことができる。

試算の方法に目を移せば、どの研究もまず配分する BI の金額を決定する。次に総額を計算する。小沢 (2002) では年齢にかかわらず一定額の BI を提供する設定であった⁵⁾。一方の Lerner (1999) や Miller (2006) では子供と一般成人、そして高齢者を分けていた。財源としては Lerner (1999) や小沢 (2002)、そして Miller (2006) も所得税に全額を求めているが、Lerner (1999) や Miller (2006) の方は BI (CI) を導入することによりなくせる児童手当や扶養控除分などを相殺している。

3 国の比較で決定的に異なるのは公的年金との関係である。制度的に言えば、カナダ・日本・イギリスともに 2 階建ての公的年金制度を採用している。しかし、カナダ・イギリスと日本では事情が異なる。

カナダの年金の 1 階部分は OAS (Old Age Security Act に由来) と呼ばれ、満額の給付月額が 476.97 カナダドル (2005) であり、これは日本円で約 4 万 4 千円である。保険料率は 9.9% (被用者は労使折半) であり、給付には老齢年金の他に障害給付や遺族給付がある。老齢年金給付は最高で生涯平均賃金の 25% である⁶⁾。

またイギリスの 1 階部分は基礎年金と呼ばれる定額拠出・定額給付の年金であり、現在 (2006 年) では単身で週 84.25 ポンド (月額約 1 万 8 千円)、夫婦で週 134.75 ポンド (月額約 2 万 8 千円) となっている。しかし、この水準は平均賃金の約 17% 程度である。これに 2002 年の 4 月に導入された国家第 2 年金が加わる。国家第 2 年金の給付水準は今のところ平均賃金に対しては 20% 程度であり、基礎年金分を加えるとおよそ 37% が公的年金の給付水準である⁷⁾。

一方の日本の年金制度であるが、一般の被用者は厚生年金として基礎年金と報酬比例部分を受けとる。40 年加入すれば基礎年金だけで年間 80 万円弱、月にすれば約 6 万 7 千円の年金給付が受けられる。日本の場合、基礎年金だけでカナダの約 1.5 倍、イギリスに至っては約 3.8 倍 (夫婦単位なら、日本の基礎年金は個人単位なので、4.7 倍) の給付が受けられる。生活環境を考慮しても、カナダ・イギリスと比べれば日本の年金水準は高いと言わざるを得ない。故に、BI を導入するとした場合の反応に差が出ることは想像に難くない。カナダやイギリスの場合は現行の基礎年金にいくらか足すだけで、少なくとも老人分の BI は達成可能である。カナダの OAS (年額 5723.64 カナダドル) の場合、これを 7,000 カナダドルにして老人限定の BI を実行することは不可能ではない。またイギリスにしても、週 84.25 ポンドの基礎年金を週 109.45 の CP にすることもまた実行不可能ではない。年齢に限定的な BI という意味で、両国は BI が実施可能なのである。

問題は日本である。日本の場合にも基礎年金だ

けを考えれば、先の8万円程度というBIの水準は受け入れられるかも知れない。しかし、多くの厚生年金受給者にとってBIは魅力がない。厚生年金の平均受給額は月約16.9万円であり、年金をやめて月8万円のBIを選択するということはあるまいだろう。現状では、おそらく高齢者がBIに対して反対するものと思われる。

2. 若干の思想的背景

今年から創刊された Basic Income Studies の第1号の editorial note では、ここ20年ほどのBI研究を総括している。そこでは、特に1986年が epoch making の年であったことが記されている。1986年は Robert van der Veen と Phillippe Van Parijs が “A Capitalist Road to Communism⁸⁾” をこの世に出した年であり、かつ、the Basic Income European Network (BIEN) がスタートした年でもある。

この Phillippe Van Parijs が現在の Basic Income の思想的なリーダーの1人である。彼が Basic Income 論を展開する場合に、公正 (justice) という言葉が念頭にある。Van Parijs は正義を市民が “真の自由” (real freedom⁹⁾) を公平に得ること、そしてこれを最大化することととらえる。ここで真の自由とは、自己実現を達成するために最低限度の資産 (Basic Capital) に裏打ちされている状態を指す。言い換えれば Van Parijs は、UBI (Universal Basic Income) が市民に備わった元々の権利であると主張するのである。

Van Parijs よりも実現可能性を考慮しているのが Stuart White である。White (2003)¹⁰⁾ によれば Basic Income には、その普遍性を破るものとして3つぐらいに分類出来るとしている。その第1は Republican Basic Income、第2は Targeted Basic Income、そして第3が Time-Limited Basic Income である。第1の Republican (共和国的な?) Basic Income から順次説明していこう。

Republican Basic Income には Participant Income

(参加所得¹¹⁾)がある。参加所得とは通常の被用者や自営業者に、ある種の介護に従事している者、教育・訓練に参加している者、求職中の者、様々な形態のボランティア活動を行っている者という条件を付与して助成金 (grant) を与えようというものである¹²⁾。言い換えれば、人々の社会的な生産 (social product) = 社会貢献に応じて金銭を与えるという方法でもある。実はこれにも亜種があり、例えば Kaus¹³⁾ の “Citizen’s Service Schemes” というのがある。“Citizen’s Service Schemes” も内容としては参加所得と変わらないが、組織上、National Community Service Programme に個人が所属することになる。この種の社会貢献に応じて所得を獲得する方法として最も急進的なものには Andre Gorz が挙げられる。彼は20,000時間を公共サービスの場で働くことを条件に生涯にわたっての Basic Income の支払いを約束する制度を提唱している¹⁴⁾。

Targeted Basic Income は Universal Basic Income とは異なり、すべての者ではなく一部の者に給付されるかまたは一部の者に対しては給付率が異なる場合のある Basic Income である。Republican Basic Income との相違は、Republican Basic Income が労働の対価として Basic Income を受け取るのに対して、Targeted Basic Income は年齢や性別などによって給付が条件付けられるところである。この方法は、政策立案者が talent-based inequality in income (本人にはどうすることも出来ない能力に起因する所得の不平等) を悪であるとする場合の対処法として都合がよい。

最後に Time-Limited Basic Income であるが、これは文字通り時限立法で救済を行う方法である。有名なのは1996年のアメリカで、Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act (個人責任及び就業機会調整法) が TANF (Temporary Assistance for Needy Families; 貧困家庭一時扶助) を創設したことである。尾澤 (2003)¹⁵⁾ によれば

TANFの特徴は、1) エンタイトルメント(法的権利としての受給権)が否定されたこと、2) TANF包括補助金プログラムでは、その受給が原則として通算60カ月まで(州政府によってさらに短縮することも可能)に制限されたことである。

ここまででBIにもいくつかの流派があることがわかる。いわばRobert ven der VeenとPhillipe Van Parijsのような“ガチガチ”に普遍的なBIを提案する者とKaus、GorzそしてWhiteのような柔軟な者がいるということである。やや先取りして言えば、本稿も柔軟な姿勢を取っている。

III 分析データと方法、結果

1. 分析データ

今回、分析に用いた資料は厚生労働省政策統括官付政策評価官室の「所得再分配調査 平成14年版」の個票である。この調査では、社会保障制度及び税による所得再分配の実態を明らかにして、厚生労働行政の企画立案のための基礎資料を得ることを目的としている。調査の対象および客体は、全国の世帯及び世帯員を対象とし、国民生活基礎調査準備調査により設定された単位区から、層化無作為抽出された500単位区内の全世帯を調査の客体とした。ただし、住込み、寮・寄宿舎に居住する単独世帯や社会福祉施設に入所している世帯は除いている。調査は概ね3年に一度の周期で実施しており、今回の調査日は平成14年7月18日(医療の受療の状況などについては、平成14年7月18日～8月17日)である。なお、対象客体数(A)10,125世帯、有効客体数(B)7,623世帯で有効回収率(B/A)75.3%であった。

2. 分析の方法

ここからは「所得再分配調査 平成14年版」の個票データにBIを適用する試算を行うが、いくつか工夫する点がある。まず、BIを支給するために

社会保険や税で給付される部分の現金給付は行わない。公的年金や公的扶助などの給付がこれにあたる。また、所得控除などもやめてしまう(なくなる控除は給与所得控除、基礎控除。しかし、所得再分配調査には控除項目がない)。手順としては、まず、当初所得を求める。当初所得とは、簡単に言えば社会保障給付・拠出と税金を関係なくした所得のことである。これは「所得再分配調査」に定義がある。その定義は、

当初所得＝雇用者所得＋事業所得＋

農耕・畜産所得＋財産所得＋家内労働所得及び雑収入ならびに私的給付(仕送り、企業年金、生命保険金などの合計額)

である。そして、BI後の課税所得は

BI後の課税所得＝当初所得－社会保障拠出の現物分

と表せる。

これに税を掛ける。なお本稿においては、BIの水準を月8万円とする¹⁶⁾。この設定自体は議論の余地があるが、基礎年金の2割増と考えればイメージがつかみやすいかもしれない。日本の人口は平成18年3月1日現在で1億2781万人¹⁷⁾いるので、BIの年間総額は約122.7兆円となる。一方、平成15年度の社会保障給付費は83.54兆円¹⁸⁾であるが、このうち現金給付は、

社会保障給付費－現物給付－必要な現金給付
＝現金給付

である。必要な現金給付とは、労働災害(被保険者に対する現金給付および遺族に対する現金給付)、保健医療(疾病給付および出産給付など)、住宅(家賃補助金：公的扶助の住宅扶助にあたる)で、これらはBIとは別に(社会保険として)給付されるべきものとする。また、現物給付の部分は手を付けずにそのまま給付されるものとする。以上

を差し引くと、現金給付は48.3兆円となる。BIの考えに立てば、残りの36兆円あまりが現物給付、すなわち社会保険の対象となる。言い換えれば、122.7兆円のうち48.3兆円(39.4%)を現金給付の廃止で賄うことが出来る。細かいことを言えば、48.3兆円の中には、事業主負担や国庫負担も含まれているので、現金給付を止めた分の家計からの支出分はもっと少なくなる。ちなみに、『社会保障給付費 平成15年版』の第10表社会保障財源の項目別推移を見ると、平均的には被保険者負担・事業主負担・公費負担がそれぞれおよそ27%程度である。もちろん、この事業主負担・公費負担分もBIを支えるための原資であると考えられることできる。

考え方を変えれば、給与総額222.8兆円¹⁹⁾に対するBIの総額122.7兆円はおよそ55.1%である²⁰⁾。これは所得税率を55.1%²¹⁾にすればBIの全額122.7兆円を賄えるということである。本稿では、この所得税55.1%を基準ケースと呼び、これによりBI賄う方法を採用する。

すると、BI後の所得は

BI後の所得 = BI後の課税所得 -

BI後の課税所得 × 0.551 - 固定資産税 -
その他の所得税 + 社会保障給付の現物
分 + BI

となる。BIを導入する場合、本来ならば所得控除分を差し引く必要があるのだが、所得再分配調査にはこの項目が無いので割愛した。その意味で、ここに挙げるBIの所得は過大にでていることに注意を要する。なお、ジニ係数の求め方についてはAppendixを参照されたい。

3. 分析結果

それでは、表1と表2の比較²²⁾である。税率は基準ケースの55.1%を採用している。当初所得²³⁾のジニ係数が0.4938に対してBI後の収入のジニ

係数は0.2754であるから、BIを導入したほうが再分配効果は高まる。これは、再分配所得²⁴⁾の0.3812よりもジニ係数の値が小さい(再分配効果が高い)結果となる。

もちろん、社会保障による再分配所得²⁶⁾の0.3917よりも再分配効果が高い。ジニ係数の改善度もBIは44.73%ポイントであり、再分配所得の23.50%ポイントや社会保障による再分配所得の21.39%ポイントよりもBIがまさる結果となっている。下段には個別²⁷⁾に求めた場合の数値を挙げた。数値は厚労省準拠(十分割)と異なるが順位付けは変わらない結果となっている。当初所得のジニ係数が0.5138に対してBIを導入すれば0.2805となり改善度は45.40%ポイントにのぼる。これは、再分配所得のジニ係数が0.4021で改善度が21.74%ポイントであるから、BIを導入した方が最も良い結果となる。

次に個人別である。個人別だと十分割の当初所得のジニ係数は0.7255である。これはかなり不平等度が高い。サンプル内に子供と老人が多数いるからであろう²⁸⁾。要するに所得がない者、あるいは少ない者が多数有り、有業者のうちの所得・資産が高い者の効果が高く出ている。その証拠に、BIを給付するとジニ係数は急速に低下し0.3208となっている。改善度も55.79%ポイントである。これに対して再分配所得や社会保障による再分配所得は0.6397(改善度11.83%ポイント)と0.6486(改善度10.60%ポイント)である。社会保障給付は世帯単位で給付が行われているために、この議論では分が悪くなる。ここまでで、公平性の観点からはBIを導入した方が良いことが示されたものと思われる。

しかし、BIは文字通り、所得の低い者にも高い者にも一様に年間にして96万円を支給するものである。言うなれば、無業の世帯構成員がいればいるほど世帯のBI効果は高まることになる。このことがBIを否定する者たちのひとつの論拠となる。

表1 所得再分配による所得格差是正効果(ジニ係数)²⁵⁾

	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得-税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得+現物給付+ 社会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 $\left[\frac{A-B}{A} \right]$	ジニ係数 (C)	改善度 $\left[\frac{A-C}{A} \right]$	ジニ係数 (D)	改善度 $\left[\frac{A-D}{A} \right]$
			%		%		%
平成2年	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
5年	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
8年	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7
11年	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1
14年	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4

注：平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年については、医療、介護、保育を含む。
出所：所得再分配調査 平成14年版

表2 BI導入後の世帯のジニ係数

		当初所得 ジニ係数 (A)	BI導入後 ジニ係数 (B)	改善度 (A-B)/A	再分配所得 (C)	改善度 (A-C)/A	社会保障に よる再分配 所得(D)	改善度 (A-D)/A
世帯	厚労省準処 (十分割)	0.4983	0.2754	44.73%	0.3812	23.50%	0.3917	21.39%
	個別に求めた 場合(参考)	0.5138	0.2805	45.40%	0.4021	21.74%	0.4152	19.19%
個人	厚労省準処 (十分割)	0.7255	0.3208	55.79%	0.6397	11.83%	0.6486	10.60%
	個別に求めた 場合(参考)	0.7488	0.3281	56.18%	0.6529	12.81%	0.6630	11.46%

出所：筆者計算

表3 BIの水準を変える

		BIの水準					
		8万円	6.4万円	6万円	5.3万円	4万円	2.7万円
世帯別	厚労省準処(十分割)	0.2754	0.2950	0.3014	0.3136	0.3453	0.3895
	個別に求めた場合(参考)	0.2805	0.3006	0.3072	0.3197	0.3523	0.3975
個人別	厚労省準処(十分割)	0.3208	0.3638	0.3764	0.3994	0.4544	0.5249
	個別に求めた場合(参考)	0.3281	0.3722	0.3850	0.4085	0.4647	0.5366

出所：筆者計算

すなわち、BIは人々の就労インセンティブを抑制するということである。この点はもっともであるが、年収96万円での生活に満足できる者がどれほどいるのであろうか。いわゆるフリーターの平均年収が106万円であるから、それ並みである。この

年収では、結婚はおろか子育てには遠く及ばない水準であろう。

表3ではBIの給付水準を変えたジニ係数を挙げた。100%から4/5(6.4万円)、3/4(6万円)…1/3(2.7万円)まで減額を試みた。どの段階に

表4 年齢別BI適用

子供	1	0	1	0	1/2	1	2/3	1	1/2	1
若人	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
老人	0	1	0	1	1	1/2	1	2/3	3/2	1
厚労省準処(十分割)	0.5941	0.6145	0.4399	0.4568	0.3822	0.3802	0.3597	0.3588	0.3595	0.3208
個別に求めた場合(参考)	0.6067	0.6270	0.4481	0.4651	0.3899	0.3882	0.3673	0.366	0.3664	0.3281

出所：筆者計算

至っても当初所得のジニ係数は上回っている。しかし、1/2(4万円)の水準で表1の再分配所得や社会保障による再分配を下回る。このことは、分配面を考えた場合に月額4万円以上をBIとして支給しないと意味がないことを示す²⁹⁾。

次に考えたいのはその対象である。今までは子供(18歳以下)、若人、老人(65歳以上)に対して一様に給付を行ってきた。仮に年齢でBIを支給する・しない、あるいは減額するといったことをやってみたらどうなるかを見たものが表4である。表4の上段に、1・0・0とあるのがBIを子供；100%支給、若人；0、老人；0行うという意味で、1/2・1・1とあるのは子供；1/2支給、若人；100%支給、老人；100%支給を行うという意味である。これをみると1・1・1が最もジニ係数が良い。これは当然の結果である。そして次が1・1・2/3のパターンである。一方、1・1・0のケース、すなわち子どもと若人にはBIを支給するが老人には支給しないケースのジニ係数をみると0.4399である。当初所得によるジニ係数0.4983にはまさるが、社会保障による再分配所得の0.3917よりは劣っている。制度を導入するなら一律にした方がよいものと思われる³⁰⁾。

IV BIは実行可能か

資産の結果、月4万円以上で、かつ、一律にBIを支給した方が理論的には望ましい結果になった。しかし、ここからはこの普遍的なBIを破っていく方法を検討しよう。世界でBIの導入が叫ばれ

るのは、やはり、BIの低所得者対策としての役割が大きい。低所得者対策として現行制度には公的扶助がある。しかし、最低所得水準を保障する公的扶助制度には資力調査などが面倒などの問題がある³¹⁾。一方のBIは無条件に一定額を個人ベースで支払うので、資力調査の問題は全くない。また、勤労によって生じた所得自体は課税対象とはなるが残りは自らの可処分所得となる。この意味で、BIのメリットは計り知れない。

もちろん、膨大なコスト問題がある。カナダの試算(GDP比で20.8%)、日本の試算(GDPが538兆9134億円に対し、BIが125兆970億円で23.2%)そしてイギリスの試算(GDPの約25%)でもおよそGDP比で20%台の費用がかかり、どちらも一般会計をはるかに越える額である。また、課される税率の問題が挙げられる。日本での試算のように55.1%もの税率を受け入れる家計は少ないだろう。社会保障給付の現金給付から浮く48兆2845億円で相殺すればこの税率は34.8%となるが、その他の現物給付を賄う保険料に一般租税を加えたら税率は非常に高い。

しかし、費用は軽減可能である。まず、BIの原則を破ることになるが、世帯単位の給付を考慮に入れることが挙げられる。例えば、世帯人員の増分に従って、

$$\text{BIの給付額} = \text{BI(年額96万円)} \times \sqrt{\text{世帯人員}}$$

とする。世帯のスケールメリットを使う方法である。2000年の国勢調査ベースの数字であれば、BIの総計は70兆4188億円になる。こうすれば、税率

が31.8%となる。

この方法は、1人当たりのBIの額を減額していくことに等しいため、ジニ係数は悪化していく。それでも1人当たり4万円を下回らなければ、現行の社会保障による再分配よりもジニ係数の点でまさる可能性が残される。もっともこの方法の弱点は、単身世帯の増加によってスケールメリットがなくなってしまうことである。現在のまま推移すれば、単身で、かつ、若年期にフリーターや非正規就業しか行ってこなかった者が増加するものと思われる³²⁾。貢献原則に基づく従来型の社会保障では支えきれない者の増加が気になるところである。

V おわりに

宮本(2004)は、“最後にベーシックインカムの実現可能性であるが、従来型の所得保障に費やされた所得調査や年金計算などの膨大な行政経費が縮減されるため、給付水準を抑制するならばその導入は可能とする論者は多い。ベーシック・インカムの導入にかんしてのより大きな困難は、むしろ政治的合意の達成にあるというのがしばしば

表明される見解である”と述べているが³³⁾、今のところ普遍的なBIに関する政治的合意の達成は無理であろう。それは、社会の成り立ちが根本から変わることを待たねばならない。例えば、多数の単身かつ若い頃からフリーターという者が高齢期を迎えるという時代になれば、その者の生活手段として高齢者用のBIが考えられる。はじめにも述べたが、正規雇用者に保障されている年金・医療が非正規雇用者には保障されないのである。企業が非正規雇用者の社会保険加入を推進しないのであれば、国が法人税などを引き上げて非正規雇用者の制度充実を行う必要がある。その際、BIというのは優れて効果的なアイデアであろう。

Appendix

ジニ係数の計算法は、個別に求める方法と十分割(厚労省に準拠)の方法の二つである。個別に求める方法とは、

手順1 所得を小さい順に並べて、世帯表・個人表それぞれを、 $a_1, a_2, \dots, a_{7623}$ 個人のとときは、

表5 世帯人員効果を考慮したIB (2000年国勢調査)

世帯人員	1	2	3	4	5
BIの額(年額, 万円)	96	136	166	192	215
世帯数(千)	12911	11743	8810	7925	3167
世帯数(構成比)	27.6%	25.1%	18.8%	16.9%	6.8%
世帯数(累積比)	27.6%	52.7%	71.5%	88.5%	95.2%
BIの額(千万円)	1239456	1594283	1464899	1521600	679836
1人当たりBI(年額, 万円)	96	68	55	48	43

世帯人員	6	7	8	9	10	合計
BIの額(年額, 万円)	235	254	272	288	304	
世帯数(千)	1449	594	145	28	9	46782
世帯数(構成比)	3.1%	1.3%	0.3%	0.1%	0.0%	
世帯数(累積比)	98.3%	99.6%	99.9%	100.0%	100.0%	
BIの額(千万円)	340734	150871	39372	8064	2763	6500074
1人当たりBI(年額, 万円)	39	36	34	32	30	

資料：総務省統計局統計調査部国勢統計課「国勢調査報告」および筆者計算

$a_1, a_2, \dots, a_{21494}$ とする。ただし、個人票に表れる負の数は0、9999の不適切値は削除とした。

手順2

$$b_1 = a_1$$

$$b_2 = a_1 + a_2$$

$$b_3 = a_1 + a_2 + a_3$$

...

$$b_n = \sum_{i=1}^n a_i$$

とする。

手順3

$$c_1 = \frac{b_1}{b_{7623}}$$

$$c_2 = \frac{b_2}{b_{7623}}$$

...

$$c_n = \frac{b_n}{b_{7623}}$$

として、0～1までの数値に直す。(個人の場合は、b21494まで)

手順4 ローレンツ曲線の下側の面積を求める

$$T = (c_1 + c_2 + c_3 \dots + c_{7623}) / 7623$$

$$= \sum_{i=1}^{7623} \frac{c_i}{7623}$$

(個人の場合は、7,623を21,494に変える)

手順5 ジニ係数を算出する

$$\text{ジニ係数} = 1 - T \times 2$$

一方の十分割とは、

手順1 世帯票の場合は a_1, a_2 , を小さい順に 10

個のグループ(十分位)に分ける。7,623個あるので、762～764個ずつのグループ。個人票の場合は21,494個あるので、2,149～2,150個ずつのグループに分ける。

手順2 各グループ内で所得の合計を出し、全体の所得の合計に対する割合を出す。小さいほうの十分位から d_1, d_2, \dots, d_{10} とする。(所得再分配調査報告書5ページを参照)ただし、0～1で。例えば、50%なら $d = 0.5$ で。

手順3 累積割合をだす。

$$e_1 = d_1$$

$$e_2 = d_1 + d_2$$

$$e_n = d_1 + d_2 + \dots + d_n$$

手順4 台形と見立てて、(上底+下底)×高さ÷2でローレンツ曲線の下側面積を求める。ただし、一番最初は三角形なので、上底を0と置いて。

$$T = d_1 \times 0.1 + 2$$

$$+ (d_1 + d_2) \times 0.1 + 2$$

$$+ (d_2 + d_3) \times 0.1 + 2$$

$$\dots$$

$$+ (d_9 + d_{10}) \times 0.1 + 2$$

手順5 最後にジニ係数を求める。

$$\text{ジニ係数} = 1 - T \times 2$$

以上のような方法はジニ係数計測のあくまで近似値である。厚労省の所得再分配調査報告を読む限り、ジニ係数の算出方法は詳しく載っていない。ただし、この計算の過程で算出される10分位ごとの構成比・累積構成比はジニ係数の直前に載っており、それをもとにジニ係数を計算すると算出されるジニ係数がほぼ完全に報告書のジニ係数と一致する。数値としては個別に計算したほうが正しいが、本稿では十分割のデータで基本的に議

論していく。

謝辞

本稿は厚生労働科学研究費(政策科学推進研究事業)「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担に関する研究」及び「社会保障の制度横断的な機能評価に関するシミュレーション分析」の成果の一部である。BIの計算にあたっては、住友生命の青山一基氏と慶應義塾大学大学院理工学研究科の杉田知格氏のお世話になった。また、2006年4月26日のDP発表会には、小沢修司氏(京都府立大学福祉社会学部)と山田篤裕氏(慶應義塾大学経済学部)から貴重なコメントを頂戴した。お二人のコメントにどれだけ応えられているかは分からないが、本稿はほぼ全面的に手を入れてある。もちろん、本稿にある誤りのすべては筆者自身の責任である。

注

- 1) <http://www.etes.ucl.ac.be/BIEN/BI/Definition.htm>を参照のこと。アクセス日4/27/2006
- 2) <http://www.etes.ucl.ac.be/BIEN/Index.html>
- 3) 丸山(2005)pp.123-136
- 4) 弊所の島崎調整官の指摘に感謝する。
- 5) 文章内では子供に対する減額の可能性に言及していた。また、平成18年4月27日の研究会時には老人の増額にも触れていた。
- 6) 金子・尾澤(2005)
- 7) 一方で、事実上、現在の高齢低所得者に向けたペンション・クレジットという制度がある。この制度は最低保障給付の後継であり、財財源に基づく補足的な給付という側面も有するが、受給者に対して貯蓄インセンティブを持たせようとする機能も備える。一週の入収入が単身で105.45ポンド(夫婦だと160.95ポンド)以下であれば受給資格がある。給付額は原則として資格条件までの差額である。例えば、満額の基礎年金(79.6ポンド)しか給付を受けていなければ、その差額の(25.85ポンド)が給付される。しかし、本人または配偶者の年齢が65歳を越えている場合、収入と貯蓄額を条件としての第二の給付がある。例えば夫婦ともに75歳で双方とも満額の基礎年金を受給し、個人年金が12ポンド、貯蓄が8000ポンドある場合を考えてみよう。年金収入は171.2ポンドであり、

第二の給付の上限212ポンドを下回る。この場合、6000ポンドを越えて存在する8000ポンドに対して第二の給付が付く。6000ポンドを越えた2000ポンドの部分に対して、貯蓄額500ポンドごとに1ポンドの第二の給付が給付される。この例の場合、4ポンドの第二給付が付くことになる。山本(2005)

- 8) 共産主義化の過程で社会主義化を通り、その際にBIを配ることで義務としての労働から人々は解放され、一方で生産手段の集散的所有も必要でなくなるとする。BI論の一種のバイブルとなっている。
- 9) WIKIPEDIAによれば、real freedomは
 - a. not be prevented from acting on her will; and
 - b. possess the resources or capacities actually to carry out her will.がみたされることにより実現される。
- 10) White(2003), pp.170-174
- 11) 小沢(2002), pp.126-128, Sutart(2003) p.170
- 12) Atkinson(1996), pp.67-70
- 13) Kaus(1992), pp.81-85
- 14) Gorz(1985), pp.17-19, 40-47
- 15) 尾澤(2003), p.78
- 16) この部分の議論は小沢(2002)を参照されたい。筆者自身は8万円を全員に配ることは実行上不可能と考えているが、そのことは後述される。ただし8万円という数字は財源さえ許せば、妥当な金額と言える。これは、1)基礎年金よりは額が大きい、2)公的扶助に比べると額が少ないことによる。
- 17) 総務省統計局 人口推計月報 平成18年3月
- 18) 節約される経費について、ここで触れておきたい。BIを導入することによって、現金給付を取り扱う部門の業務勘定がなくなることになる。社会保障給付費の第9表に管理費という欄があって、ここが社会保険でいうところの「業務経理」にあたる。この合計値は1兆3298億円である。ただし、厚生保険の業務勘定のように保険料から支出される部分もあるので、この数値は割り引いて考える必要がある(弊所企画部勝又室長のご教授による)。
- 19) 本来ならばこの数値も改めたいところであるが、数値がみつからず平成14年度のままである。景気が回復してきているので、賃金水準が上がっているかもしれないが、その場合は税率が下がることになる。
- 20) それまでの所得税などは無かったものとする。
- 21) この他に現物給付の社会保障負担および一般租税がかかることは承知している。この点は、後述される。小沢(2002)pp.168-176参照。
- 22) 今回、ジニ係数をベンチマークとして様々なパターンを評価しているのは、BI導入の効果を所得再分配の効果としてとらえること、言い換えれば、所得ベースでとらえることに他ならない。慶應義塾大学の山田助教の指摘する、“効用関数を特定化しておいて効

- 用水準を直接比較するアプローチ”は取っていない。
- 23) 雇用者所得, 事業所得, 農耕・畜産所得, 財産所得, 家内労働所得及び雑収入ならびに私的給付(仕送り, 企業年金, 生命保険金などの合計額)の合計額をいう。
 - 24) 当初所得から税金, 社会保険料を控除し, 社会保障給付(現金, 現物)を加えたものである。
 - 25) ジニ係数を見てみると, 今回調査では当初所得のジニ係数0.4983に対して, 再分配所得のジニ係数は0.3812となり, 所得再分配によって所得の均等化が進んでいる。所得再分配によるジニ係数の改善度は, 23.5%で過去最高になっている。「平成14年 所得再分配調査」表2を引用。
 - 26) 当初所得に現物給付と社会保障給付金を加え社会保険料を控除したものである。
 - 27) Appendixを参照のこと。
 - 28) ちなみに, 今回の人数は子供(18歳以下)が4,052人, 若人が12,865人, 老人(65歳以上)が4,577人である。子供および老人は働いていないものと仮定して試算している。
 - 29) もちろん, この結果は今回の「所得再分配調査」に依存する。また税率が変われば結果も変わってしまう。
 - 30) 実はここまでの分析では以下の点について考慮していない。所得再分配調査を用いた分析では地方税, 固定資産税も課税しているので, 3世帯の所得がマイナス(ジニ係数の算出には除外してある)になり, 603世帯の所得が100万円以下になる。しかし, この606世帯の世帯は固定資産税が高いので, おそらく土地持ちで不労所得により生活している世帯と考えられる。このようなフローの所得でなく, ストックにより生活している世帯に対する課税の工夫が必要となる。この点は今後の課題としたい。
 - 31) 例えば, 村上(1984)pp.81-82.また, BIと同様に公的扶助の問題点を克服し, かつ正の所得税と公的扶助を一貫した体系にしようとするものに負の所得税がある。村上(1984)pp.82-84.
 - 32) UFJ総研の推計では, 2020年には444万人がフリーターである。コホート別には15~19歳が42万人, 20~24歳が143万人, 25~29歳が152万人, 30~34歳が80万人, 35~39歳が46万人となっている。
 - 33) 宮本(2004)p.26

参考文献

- Atkinson, A (1996), "The Case for a Participation Income", *Political Quarterly*, 67
- Fitzpatrick, Tony (1999), *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Macmillan Press, 邦訳 武川正吾・菊地英明/訳(2005)「自由と保障 ベーシック・インカム論争」, 勁草書房
- Gorz, Andore (1985), *Paths to Paradise: On the Liberation from Work*, South End Press, London
- Kaus, Mickey (1992), *The End of Equality*, Basic Books, New York
- Lerner, Sally (1999), *Basic income: Economic security for all Canadians, Between The Lines*
- Miller, Anne G (2006) ASSUMPTIONS AND CALCULATIONS FOR A SIMPLE CITIZEN'S INCOME SCHEME, Citizen's Income Newsletter, Issue 1 (<http://www.citizensincome.org/resources/newsletter%20issue%201%202006.shtml> アクセス日2006年4月27日)
- Samson, Michael et al. (2002), *Research Review on Social Security Reform and Basic Income Grant for South Africa*, EPRI Policy Report #31, Economic Policy Research Institute
- Van Parijs, Phillipe (1998) *Real Freedom for All: What (If Anything) Can Justify Capitalism?* (Oxford Politician Theory), Oxford University Press, UK
- White, Stuart (2003), *The Civic Minimum: On the Rights and Obligations of Economic Citizenship*, Oxford University Press, USA
- UFJ総研(2004)「フリーター人口の長期予測とその経済的影響の試算」調査レポート03/116
- 小沢修司(2002)『福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新天地』高管出版
- 尾澤恵(2003)「米国における96年福祉改革とその後」『レファレンス』635号
- 金子能宏・尾澤恵(2005)「カナダの年金制度」『年金と経済』Vol.24 No.3
- 橋本俊詔(2005)「消費税15%による年金改革」東洋経済新報社2005
- 宮本太郎(2004)「社会的包摂への三つのアプローチ」『月刊 自治研』自治研中央推進委員会
- 丸山桂(2005)「労働市場の多様化と社会保障 —非労働者の社会保障における処遇—」木戸喜子・駒村康平編著『社会保障制度の新たな設計—セーフティ・ネットからスプリング・ボードへ』慶應義塾大学出版会
- 村上雅子(1984)『社会保障の経済学』東洋経済新報社
- 山本克也(2005)「イギリスの年金改革」清家篤・府川哲夫編著『先進5か国の年金改革と日本』丸善プラネット
- (やまもと・かつや 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第4室長)